答 弁 第 五 号昭和五十一年四月三十日受領

内閣衆質七七第五号

昭和五十一年四月三十日

内閣総理大臣 三 木 武

夫

衆議院議長前尾繁三郎殿

衆 議院 議員 竹内猛 君提出、 才 ij エ ン タル 干] タ Î 株式会社 の労使紛争と不当労働行為に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付する。

(質問の

五

_

衆 議 院 議 員 竹 内 猛 君 提 出 才 リエ ン タ ル モ ター 株 式 会社 \mathcal{O} 労 使 紛 争と不 · 当 労 働 行 為

に関する質問に対する答弁書

一について

才 ij エ ン タル モー ター株式会社 (以下「オリエンタルモ ター」という。) と同社 の従業員が 組

織す る 総 評 全 玉 金 属 労働 組 合オリエンタ ル支部 (以 下 「オリエンタル支部」 という。) ك \mathcal{O} 間 で、

昭 和 五. + 年 五. 月 頃 に 寸 体 交 渉 拒 否 間 題 等 を め ぐつて労使 紛 争 が 発 生 Ļ 現 在 に 至 る Ł 労 使 0) 間

で紛争が続いていると聞いている。

二について

1 労 働 委 員 会に 対 す る 不 ·当労 働 行 為 救 済 申 <u>\frac{1}{1}</u> て に 0 ۲, 7 は、 オ IJ 工 ン タ ル 支 部 等 は、 昭 和 五.

+ · 年 十月 に は 千 葉 県 地 方労働 委員 会に対 Ĺ て、 ま た、 昭 和 五 + 年 . 匹 月 に は 茨 城 源地 方 労 働 ろ

で

ある。

委 員 会 に 対 L て、 そ れ ぞ れ 才 IJ 工 ン タ ル モ タ] 等 を 被 申 <u>\f</u> 人とし て、 組 合 事 務 所 貸 与 等 12

関 す る 寸 体 交 渉 拒 否 問 題 等 に 関 L 7 不 当 労 働 行 為 救 済 申 <u>\f</u> て を 行 V) 両 事 件 は、 現 在 関 係

地 方 労 働 委員 会に 係 属 中 で ある لح 聞 1 7 1 る。

2

労

働

基

準

監

督

機

関

に

対

す

る申

告

に

つい

て

は、

才

IJ

工

ン

タ

ル

支

部

の豊

兀

季分会、

土浦

分会及

び 高 松 分 会 0 役 員 等 か 5 労 働 基 準 法第三十二条 及 U 第三十 六条 \mathcal{O} 違 反 \mathcal{O} 事 実 が あ るとして、

そ れ ぞ れ 所 轄 労 働 基 準 監 督 署 に 対 Ĺ 昭 和 五 + 年 九 月、 同 年 + 月 及 び 同 年 +== 月 に . 計 \equiv 件の

申 告 が 行 わ れ た 0) で、 そ \mathcal{O} 都 度、 所 轄 労 働 基 準 監 督 署 は、 申 告 に 係 る 事 業 場 に 対 L 7 臨 検 監

督 を 実 施 L た そ \mathcal{O} 結 果、 1 ず れ \mathcal{O} 事 業 場 に お 1 7 ŧ 労 働 基 準 法 第三 十 二 条 \mathcal{O} 違 反 \mathcal{O} 事 実 が

認 8 5 れ た 0 で、 所 轄 労 働 基 準 監 は、 \\ \ 是正 さ せ たとこ

督 署 ک れ を是 正 す る よう勧 告を行

才 IJ エ ン タ ル 干 タ] に お **,** \ て 不 当 労 働 行 為 が あ つ た か 否 か に 0 **,** \ て は、 関 係 労 働 組 合 0) 申

<u>7</u> て に 基 づ き、 現 在 関 係 地 方 労 働 委 員 会に お 7 て 審 査 中 で あ る \mathcal{O} で、 政 府 とし してとか < 0) 指

導を行うことは差し控えたい。

また、 労働 基 準 法 に 違 反 する事 実 が ,明ら か になれば、 労働基準監督 機関としては、 今後とも

厳正な措置を講ずる所存である。

四について

政 府 とし て は、 労 使 当 事 者 \mathcal{O} 自 主 的 解 決 ^ \mathcal{O} 努 力 を 期 待 L つつ、 紛 争 \mathcal{O} 解 決 促 進 \mathcal{O} た め に 労

使 0 話 合 1 を 促 進 す る 等 紛 争 \mathcal{O} 早 期 か 0 円 満 な 解 決 0) た \Diamond に 努 力 L て ま 1 り た 1

右答弁する。